

「和歌山県読書バリアフリー推進計画（案）」に係る 県民意見募集実施（パブリックコメント）について

令和4年11月21日

和歌山県では、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）に基づき、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な方向性を示す「和歌山県読書バリアフリー推進計画（案）」の策定を行います。

つきましては、計画（案）を作成しましたので、広く県民の皆様から御意見を募集いたします。

1 意見の募集期間

令和4年11月21日（月）から令和4年12月21日（水）まで

2 閲覧方法

（1）県のホームページ（常時閲覧可能）

- ・県民意見募集ページ

(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/000200/ikenbosyu_index.html)

- ・和歌山県教育委員会ホームページ

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500600/kikaku/d00211597.html>)

（2）閲覧場所

- ① 県庁本館2階 情報公開コーナー

- ② 県庁南別館7階 生涯学習課

- ③ 県立図書館総務課及び文化情報センター（和歌山市西高松一丁目7-38）

- ④ 県立紀南図書館（田辺市新庄町3353-9 県立情報センターBig・U内）

※①及び②については、意見募集期間のうち土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで

③及び④については、休館日（毎週月曜日及び第2木曜日）を除く開館日の午前9時から午後5時まで

3 意見の提出方法及び提出先

次のいずれかの方法で御提出ください。

（1）郵送による場合

〒640-8585（専用郵便番号のため住所記載不要）

和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課企画調整班

(2) ファクシミリによる場合

073-441-3724

(3) 電子メールによる場合

e5006001@pref.wakayama.lg.jp

※件名に「和歌山県読書バリアフリー推進計画（案）に対する意見」と明記してください。

4 意見の提出に係る留意事項

(1) 提出様式は、「和歌山県読書バリアフリー推進計画（案）に対する計画」と明記した任意の様式とし、以下の内容を記載してください。

- ① 住所
- ② 氏名
- ③ 電話番号
- ④ 意見の該当部分（項目）
- ⑤ 意見

※法人及び団体にあつては、名称、代表者名、主たる事業所の所在地及び電話番号を明記してください。

(2) 意見は簡潔かつ明瞭に、日本語で記入してください。

(3) 口頭及び電話での意見は、受付をいたしませんので御了承ください。

5 提出いただいた意見について

(1) 意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

(2) 類似する意見を取りまとめ、県の考え方とともに県ホームページで公表します。

(3) 単に賛否を示した意見や趣旨が不明瞭なもの、本計画（案）に関係のない意見等については、県の考え方を示すことはいたしません。

(4) 提出いただいた書類は返却いたしません。

(5) 記入いただいた個人情報は、今回の意見募集以外には使用いたしません。また、公表いたしません。

6 問い合わせ先

和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課企画調整班

電話番号 073-441-3720